

松田町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針

平成20年3月策定

1. 現状（平成19年4月1日現在）

(1)職種別の人数、平均年齢、平均給与及び民間従業員データ

区分	松田町			民間		
	平均年齢	職員数	平均給与 月額 千円	類似職種	平均年齢	平均給与 月額 千円
全体	55.2歳	10人	265.7			
用務員	57.3歳	3人	253.7	用務員	54歳	227.2
自動車運転員	46.3歳	1人	324.5	自家用乗用 自動車運転手	51歳	315.0
清掃作業員	55.6歳	2人	311.4	廃棄物処理業 従業員	43歳	299.8
給食調理員	55.5歳	4人	237.0	調理師	41歳	281.4

(注) 1 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成16年～平成18年の3ヵ年平均です。

2 「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における給料月額及び、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

3 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2)年齢別職員数（平成19年4月1日現在）

区分	40歳 未満	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
全体			1	1	3	5	
用務員					1	2	
自動車運転員			1				
清掃作業員					1	1	
給食調理員				1	1	2	

(3)その他給与に関する事項

ア 給料表 松田町現業職員の給与に関する規則 別表第1 適用

イ 技能労務職員にかかる特殊勤務手当

手当名	具体的内容	支給方法
塵芥処理手当	塵芥処理作業に従事する職員	従事日数により 1,000～5,000円/月
運転手当	1ヶ月勤務する内8割以上庁用自動車の運転に従事するもの	2,000円/月 (大型5,000円)
特殊作業手当	1ヶ月勤務する内5割以上給食調理作業等に従事するもの	2,000円/月

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号級(55歳以上は2号級)を標準として昇給

2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、平成18年3月策定した松田町第三次行政改革大綱に基づき、将来を支える人材の確保を行うため計画的な職員採用を含め「定員適正化計画」を策定し、計画的な定員の管理を行っているところです。「定員適正化計画」では、行政サービスの低下を招かないよう一般行政職等の計画的に職員を採用していく一方で、「民間にできることは民間に」という時代の流れを的確に捉え、業務の民間委託や指定管理者制度の導入を進めているところです。

こういった状況の中で、当町の技能労務職員については、退職者不補充とし、臨時職員等の活用や業務の民間委託化を推進します。

3. 具体的な取組内容

給料については、各年度における人事院の勧告等を踏まえ、適正な給与改定を実施します。

特殊勤務手当については、現在3種類を支給していますが、支給方法や支給基準を重点に、廃止を含めた見直しを検討します。

ここ10年間でほとんどの職員が定年退職を迎えることから、今後当分の間、新規の技能労務職員を採用せず臨時職員等で対応します。

4. その他

退職者不補充

平成4年度より、技能労務職員の退職者不補充としており、今後10年間で9名が定年を迎え、平成29年度は1名となる見込です。

業務委託

平成11年度に一部の給食調理業務について業務委託を実施しました。

任用替え

平成18年度に任用替え制度を実施し、自動車運転員3名を一般行政職への任用替えを実施しました。